

土岐市景観計画および土岐市景観条例案 縦覧を行います

市では、景観法に基づき、市内の特色に合った良好な景観形成の方針と基準を作るため、土岐市景観計画の策定および土岐市景観条例の制定を進めています。

この2つの案がまとまりましたので、次の通り縦覧を行います。縦覧内容について意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

縦覧期間 12月10日(月)～25日(火)

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 市役所都市計画課

※案の内容は市ホームページからも閲覧できます。
意見を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方または市内に事業所を持つ方

意見の提出方法

指定の用紙に住所、氏名、電話番号を記入の上、都市計画課へ直接お持ちいただくか、郵送(〒509-5192 住所不要)、FAX(☎7982)またはEメール(toshi@city.toki.lg.jp)で提出してください。

☎ 都市計画課(内線312)

木造住宅・木造地域集会所 耐震診断費用を助成します

■木造住宅無料耐震診断

対象建物 昭和56年5月31日以前に着工された在来の軸組または伝統的構法による一戸建ての木造住宅で、床面積の1/2以上が居住用であることなど

募集件数 先着12件

■木造地域集会所耐震診断費用助成

対象建物 昭和56年5月31日以前に着工された災害時に地域の一時避難所となり得る木造の集会施設

助成金額 耐震診断に要した費用の額
(最大9万円 ※消費税分を除く)

募集件数 先着6件

《共通》.....

申込期限 12月28日(金)まで

申込方法 都市計画課で交付する申込書に必要事項を記入の上、所定の書類を添えて申し込みください。

☎ 都市計画課(内線315・316)

ペットの飼い主の皆さん マナーは大丈夫ですか？

犬や猫などのペットが地域の人と仲良く暮らしていけるよう、飼い主の方はマナーに気を配りましょう。

犬の飼育マナー

▷フンの後始末をしっかりと

散歩はスコップと袋を持って出掛け、フンは責任を持って持ち帰りましょう。また、他人の家の塀や門などにおしっこをした場合は、水で流すなどきれいにしましょう。

▷道路や公園などで犬を放さない

交通事故やかみつき事故を防ぐため、散歩中はリードを短めに持ちましょう。

▷しつけをする

犬が苦手な人もいます。ほえ癖やかみ癖などで、周りに迷惑を掛けないようしつけをしましょう。

猫の飼育マナー

▷屋内で飼いましょう

屋外で飼育すると、飼い主の知らないところでフンやおしっこをして迷惑を掛けることもあります。また、屋外飼育は事故や病気の危険性もあります。

▷不幸な命を増やさないために

飼えなくなって捨てられる不幸な命を増やさないため、避妊・去勢手術をしましょう。雄の縄張り争いや、雌の発情期の鳴き声を防ぐ効果もあります。

☎ 環境課(内線252)

今年も健診を受けましたか？

特定健診／ぎふ・すこやか健診のご案内

国民健康保険に加入の40歳～74歳の方

》》》 特定健診

受診期限は12月27日(木)です。

後期高齢者医療保険に加入の75歳以上の方

》》》 ぎふ・すこやか健診

受診期限は平成25年1月末日です。

☎ 市民課保険年金係(内線133・134)

成人式典のご案内

日時 平成25年1月13日(日) 午後2時～

対象 平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方

※土岐市に住民登録をしている方(12月1日現在)には、今月初旬に案内状を送付します。住民票が他の市町村にあっても、土岐市の成人式典に参加できます。ご希望の方は、生涯学習課へご連絡ください。

☎ 生涯学習課(内線272)